

令和5年11月20日

熊本ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、令和5年9月14日をもって熊本ブロック（※1）における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

1. 対象地域（運賃適用地域）（※1）

熊本県内全域

2. 運賃変更要請の状況（令和5年11月15日時点）

- (1) 要請の期間 令和5年9月1日～令和5年11月30日（3ヶ月）
- (2) 要請事業者数 135者（対象地域の法人事業者数 139者）
- (3) 要請事業者の車両数 2,723両（対象地域の総車両数 2,760両）
- (4) 要請率 98.66%（車両数ベース）

3. 運賃変更要請の概要

（申請） 普通車	初乗距離	1.3km	
	初乗運賃	700円	～ 850円
	加算距離	182m	～ 320m
	加算運賃	100円	
（現行） 普通車	初乗距離	1.3km	初乗運賃 630円
	加算距離	301m	加算運賃 80円

※要請の詳細につきましては、上記2.（1）の申請の期間満了後、九州運輸局ホームページのお知らせ欄にて公表いたします。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527



九州運輸局